

佐賀城本丸御殿跡埋蔵文化財調査支援業務委託 仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、佐賀城本丸御殿跡埋蔵文化財調査支援業務委託（以下、「業務」という。）に適用する。
- 第2条 業務における調査主体は佐賀県であり、佐賀県立佐賀城本丸歴史館（以下、「佐賀県」という。）の指示に基づいて業務を実施する。
- 第3条 業務は発掘調査の支援業務であり、発掘調査が学術的な記録保存を目的とし、細部にわたり詳細な調査を行うものであることを十分に理解し遂行すること。
- 2 埋蔵文化財は、土地に埋蔵されておりその内容を予測しにくいという性質であることから、受託者は作業の進捗に伴い、これまでの経験や技術を活かして調査計画や調査方法を柔軟に変更し、誠実に対応すること。また、最新技術をもって、調査そのものの質を向上させるよう努めること。
- 3 受託者は、調査地が佐賀県史跡「佐賀城跡」であることに留意するとともに、遺跡や遺構等の損壊や事故がないように十分に配慮すること。
- 4 受託者は、調査地が佐賀城公園であることに留意し、来訪者等へ十分に配慮すること。
- 第4条 本仕様書に定めのない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上、業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。
- 第6条 業務の実施に当たっては、本仕様書の他、次に列挙する各法令・基準等を遵守し、かつ佐賀城本丸歴史館の指示に基づいて行うこと。

（1）文化財保護法

（2）労働基準法・労働安全衛生法をはじめとする労働関係法令

（3）文化庁文化財部記念物課発行「発掘調査のてびき」

（4）九州地区埋蔵文化財発掘調査基準

（5）測量法に基づく作業規定の準則

（6）佐賀県立都市公園条例及び佐賀県立都市公園施行規則

2 文化財保護法に基づく諸手続きは、佐賀県が行う。

3 発掘調査実施に係る関係機関との諸調整及び協議については、佐賀県が行う。

第2章 基本事項

（作業概要）

第7条 業務の作業概要は次のとおりである。

- （1）業 務 名 佐賀城本丸御殿跡埋蔵文化財調査支援業務委託
- （2）場 所 佐賀県佐賀市城内二丁目 地内
- （3）遺 跡 名 佐賀城跡（佐賀県史跡）
- （4）期 間 契約締結の日 ～ 令和9年3月31日

(5) 面 積 調査面積（業務全体面積）970 m²

(6) 業務内容

- ①調査管理業務 …監督員の指示の下、文化財調査の工程及び内容の管理
- ②表土掘削 …主に重機を用いて、遺跡表面の表土を除去・運搬・集積
- ③発掘作業 …主に人力による遺構検出及び遺構掘削等の作業
- ④測量作業 …遺構の平面図・個別図・土層図等の作成
- ⑤写真撮影作業 …遺構の写真撮影・空中写真撮影・オルソ画像作成
- ⑥整理作業 …図面類の整理、出土遺物等の運搬
- ⑦業務に関連する機器材等の手配及び付帯作業

(監督員)

第8条 佐賀県は業務に伴う現場管理者への指示、承諾又は協議を行う監督員を発掘現場に常駐させることとする。

第9条 発掘調査を開始するにあたっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行い、安全で迅速、かつ正確な調査を行うことを心がけるものとする。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。

第10条 発掘作業及び記録作業は、監督員が現地で随時確認することとし、必要に応じてその場で調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打合せ簿を作成し、提出すること。

第11条 業務を遂行するに際し、第6条の佐賀県が行うもの以外で、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の法的手続きが必要な場合は、受託者が責任をもって行うこと。また、その手続きに許可承諾条件等がある場合は、これを遵守すること。

第12条 受託者は、前条の諸手続きにおいて、許可又は承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出すること。

(調査体制)

第13条 業務における受託者の調査体制は、九州地区埋蔵文化財発掘調査基準に準じる。
(現場管理者)

第14条 受託者は、業務の全体を把握し、工程管理を行う現場管理者を現地に常駐させ、佐賀県の監督員と調整を行い、文化財調査の支援業務に従事させるものとする。

なお、現場管理者は作業員の監督・指示を行うものとする。

2 現場管理者は、大学で考古学若しくはこれに類する課程を専攻して修了した者、又はこれと同等以上の専門知識があると認められるもので、発掘調査業務（記録保存目的の本発掘調査又は学術調査）に5年以上従事した経験を持つ者であること。

3 現場管理者については、佐賀県内に居住する者を優先して配置するよう努めること。

4 現場管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。

(日誌・工程の記録)

第15条 受託者は、業務の作業内容・使用人員・調査記録内容・調査所見・ポンプ稼働等

を明記した調査日誌を日々作成し、1週間毎に提出すること。また、作業の進捗については、デジタルカメラで各工程の作業前・作業中・作業後の写真を撮り記録すること。

(作業員)

第16条 作業員は、佐賀県内に居住する者を優先して雇用するように努めること。特に、調査区周辺の地元の者を優先して雇用するように努めること。

2 作業員は、受託者が雇用し、管理するものとする。

なお、業務に係る受託者と作業員との関係については、佐賀県は一切の責任を負わない。

3 作業員の賃金額は、佐賀県が実施している他の発掘調査現場での作業員賃金を勘案し、適正な額となるよう努めること。

(再委託)

第17条 受託者は、業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面で佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(作業場所)

第18条 発掘作業・記録作業は発掘調査対象地で行い、記録資料整理・出土遺物整理・管理報告書等作成の作業は受託者の施設で行うことを原則とする。

(調査区)

第19条 調査区は図面に従って設定すること。変更の必要が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、承諾を得ること。

(安全管理)

第20条 受託者は、業務遂行にあたり安全管理に十分な対策を講じて、作業を行うものとする。

2 受託者は、業務に従事する作業員等の雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令に定めるすべての責任を負わなければならない。また、文化財調査に当たっては、「埋蔵文化財調査に関する安全基準」(佐賀県教育委員会)に準ずるものとするが、この場合、I総則1の「事業主体者としての佐賀県」を「受託者」に読み替える。

3 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

4 業務の遂行時に生じた諸事故、又は受託者が注意義務を怠ったことにより第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決するものとし、その経緯は速やかに佐賀県に報告するものとする。ただし、その損害の発生が佐賀県の責に帰すべき理由で生じたものについては、佐賀県がこれを負担するものとし、その額は双方で協議して定める。

第21条 受託者は、業務期間中、安全巡視を行い、調査区域及びその周辺の監視、あるいは連絡を行い安全の確保に努めなければならない。

第22条 業務の対象となる遺跡は佐賀城公園内にあり、佐賀城本丸歴史館に隣接しているため、周辺への土砂の流出がないよう、土留め等の対策を万全に行うこと。

2 調査地は近隣に民家又は博物館施設・学校等の公共施設が所在するため、オルソ画像及

び空中写真撮影における空中撮影機器の使用にあたっては安全に十分注意すること。また、撮影にあたって手続き・連絡措置が生じる場合は、監督員と協議し、遺漏なく実施すること。

- 3 調査地への出入りに際しては、必要に応じ、転落防止策対策のための階段等を設置する等、作業員の安全確保すること。

(調査事務所、機器材等)

第23条 業務を行うにあたり必要となる機器材については、監督員と協議し、受託者が準備すること。

- 2 受託者は、調査の規模に応じた出土遺物の保管及び作業員の休憩等のための調査事務所と仮設トイレ（発掘事務所用、現場用計2棟以上）を設置すること。
- 3 業務における発掘事務所等の用地は、佐賀城公園内の指定の場所を使用することとし、佐賀城公園内での規則を遵守すること。場所の詳細については、別途協議の上決定する。
- 4 指定の場所の使用にあたっては、必要に応じて整地作業を行うこと。整地にあたっては、必要な箇所に敷き鉄板を敷設すること。

なお、現場調査終了後は調査前の状態に復旧すること。

- 5 指定の場所の使用にあつては、配置図・平面図・断面図等、使用方法に係る図面を作成のうえ、佐賀県の承認を得ることとする。
- 6 調査事務所・仮設トイレ等の機器材の運搬・設置・解体及び管理・電気・水道・汲取り等の費用については、受託所の負担とする。
- 7 現場管理者・調査関係者等（作業員は除く。）の車両の駐車については、第3項の指定の場所に置くこと。また、指示した場所以外の佐賀城公園内の駐車場は使用しないこと。
- 8 調査事務所及び駐車場等の指定の場所の土砂が周辺に流出することがないように、十分に注意すること。
- 9 調査区内の水処理にあつては、遺構に影響のない場所に沈砂池を設け、水中ポンプで集水すること。沈砂池で土砂と分離した水については、監督員が指示する場所に排水すること。

第3章 作業内容

(作業全般)

第24条 受託者は、文化財調査の特性及び重要性を十分理解し、作業員にもその周知を徹底するとともに、発掘作業に際しては万全の注意を払うこと。

- 2 作業にあつては、地質の硬軟及び地形の状況により、必要に応じて土留め工等を行い、安全に留意しなければならない。
- 3 受託者は、作業中に遺物や遺構を発見し、又は土質若しくは土色の変化があった場合は、直ちに作業を中断し、確認をしなければならない。
- 4 受託者は、作業の終了した場所にみだりに立ち入らないよう作業員に周知徹底しなければならない。

5 受託者は、現場作業中に降雨その他により作業を中断せざるを得ない場合は、監督員に報告しなければならない。

(調査工程)

第25条 発掘調査の調査工程の変更については、必要に応じて協議を行う。

(注意事項)

第26条 受託者は、調査地隣接地域や隣接施設等に支障を与えることのないよう、万全の注意を払わなければならない。また次の事項について、十分に留意すること。

- (1) 発掘調査で排出された土砂や岩石等を調査管理区域外に流出させないこと。
- (2) 調査区内の泥水等をそのまま排出しないこと。
- (3) 調査中にケーブル等の埋設物が発見された場合には、監督員に確認せず当該物を撤去しないこと。
- (4) 調査区及び隣接地の測量・用地杭について、監督員に確認せず当該物を撤去しないこと。
- (5) 業務で設置した杭・釘・測量用水糸等については全て回収すること。
- (6) 業務で使用する若しくは使用した保護用シート類や土嚢袋、廃棄物等を飛散させないこと。

(作業指示の遵守)

第27条 受託者は、監督員の指示を十分理解するとともに、受託者が雇用する作業員に対してもその趣旨の周知を図り、発掘作業を実施すること。

(作業日時)

第28条 作業員の勤務時間は、8時15分から17時15分までとし、うち12時から13時を昼休憩とする。ただし、諸事情から作業時間の短縮や休日及び時間外に作業を行う場合は、事前に監督員と協議すること。

2 雨天等天候の都合により作業を中止する場合は、受託者が決定し、監督員に連絡すること。

(表土掘削・埋戻し)

第29条 表土掘削・埋戻し作業について、以下のとおりである。

- (1) 遺跡表面に堆積している表土の除去には、平バケットを装着したバックホウ(以下、「重機」という。)を用いて行うこと。
- (2) 調査終了後、埋戻し作業を行うこと。
- (3) 表土掘削の廃土は用地内の指定された箇所へ搬出し、流出のないように必要に応じて保護シート類により養生すること。
- (4) 重機の稼働中には、調査区内での作業員による作業は行わないものとする。ただし、重機の稼働中やむを得ず作業員による作業を行う必要がある場合には、安全に十分配慮すること。

(人力作業)

第30条 遺構検出・遺構掘削等作業については、以下のとおりである。

- (1) 現場管理者は作業員に適切な指示を行い、作業を実施させるとともに、その指示に従うよう周知しなければならない。
- (2) 人力作業のうち、掘削方法についてはその目的・内容により以下の3種類に区分する。
 - ①遺構検出 …表土掘削後の面をかき板・ねじり鎌等で削り、遺構の輪郭を面的に認識する作業
 - ②遺構掘削 …検出した遺構内容について、土層や遺物に留意しながら移植ゴテ・竹ベラ等で埋土を掘削する作業
 - ③包含層掘削…遺物の出土量が比較的希薄な層を、遺物を取り上げながら、大型の用具（スコップやクワ等）で掘削する作業
- (3) (2) ①～③の各作業中であっても、現場状況に応じ、遺構、遺物が損壊、破壊しないよう掘削道具を適切に使い分けなければならない。また、遺構検出が困難な場合は、検出作業を同一面において繰り返し行わなければならない。
- (4) 遺構種別、遺構略号、遺構番号等については、監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 作業員は、遺構検出・遺構掘削を主に行うが、保護用シート類での遺構面の被覆等、発掘作業に伴う諸作業も行うこと。
- (6) 人力によって排出された土砂は、第29条(3)と同様に管理すること。
- (7) 現場管理者は、掘削中に重要と思われる遺構・遺物が確認されたときは、速やかに監督員に知らせ、指示を仰ぐこと。

(遺構の保護)

第31条 受託者は、遺構及び遺物等が損壊しないよう、必要に応じて保護用シート類等を用い、その保護をしなければならない。

(廃棄物等の処理)

第32条 受託者は、現場での業務が終了するまでに、業務で発生した廃棄物等（土中に含まれる廃棄物等を除く）の処理について責任を持って適切に行わなければならない。

(測量作業等)

第33条 測量作業等については、以下のとおりである。

- (1) 基準点・水準点測量については、調査区隣接地の既知点の成果を佐賀県から提供する。
- (2) 平面遺構実測（1/20）…実測にあたっては、作業を円滑に行うため必要に応じて補助点を設定すること。
- (3) 平面遺構実測に当たっては以下について留意すること。
 - ①調査区全体にわたって均一な精度を保ち、個々の遺構については、細部にわたって詳細に図化すること。

- ②実測図の標高点は、標高値で記載する（m単位で少数第二位（cm単位）まで表記すること）。
 - ③実測図の標高点の密度は1 m間隔を基準とするが、遺構部分については、遺構の外郭線及び中部・下部についても細かく計測し記載すること。
 - ④実測にあたっては電子平板の使用も可とする。その場合の成果物は縮尺 1/20 で A2 判方眼紙に印刷された図面及びC A D（DXF）データとする。C A D（DXF）データについては、A2 判サイズに分割したデータも納品すること。
 - （4）詳細遺構実測図（1/10・1/5）…石材・木材等で構成された遺構の検出状況、土器・陶磁器・石器等の遺物出土状況について、縮尺 1/10 又は 1/5 で個別実測図の作成を行う。実測にあたっては、対象範囲全体にわたって均一な精度を保ち、細部にわたって詳細に図化すること。
 - ①実測図は平面図及び断面見通し図を作成すること。
 - ②作図にあたってはH・2 H・3 Hの鉛筆を用い、フリーハンドによる明瞭な実測図化を行うこと。
 - ③詳細遺構実測図の標高点は、標高値で記載する（m単位で少数第二位（cm単位）まで表記すること）。
 - ④詳細遺構実測図は、遺構の外郭線及び中部・下部についても細かく計測し記載すること。
 - （5）土層断面実測（1/20）…個別遺構の土層及び調査区壁面やベルトの土層を実測する。土質・色調・混入物の種類、有無等、土層の特徴について注記を行う。
 - （6）平面遺構実測図・詳細遺構実測図・土層断面実測図に用いる用紙については、A2 判方眼紙で、佐賀県が使用している用紙と同等かそれ以上の品質及び耐久性を持ったものを持ちいること。
 - （7）平面遺構実測図・詳細遺構実測図・土層断面実測図は、紙図面と別にスキヤニングデータ（PDF）を作成すること。
- （写真撮影）

第34条 写真撮影作業については、以下のとおりである。

- （1）監督員の指示の下、調査の進捗にあわせて適宜、個別遺構、土層断面等の写真撮影を行うこと。
- （2）写真撮影方法は次のとおりとする。
 - ①個別写真 35 mm一眼レフ（ポジフィルム）
 - ②個別写真 35 mmデジタル一眼レフ
- （3）デジタル一眼レフカメラは 2,000 万画素以上とする。
- （4）撮影情報（遺構名・作業段階・撮影年月日等）の写し込みに係る撮影枚数について、
 - ①は出来高数量に含み、②については含まない。
- （5）撮影した写真は、現像して写真アルバムに収納し、キャプションを記入すること。

また、その一覧表も作成すること。デジタルデータに関しては、キャプションを入力して、遺構等項目毎に整理すること。

(6) デジタル画像データの保存にあたっては、監督員と協議の上、撮影内容に合わせて、JPEG データのみ、又は JPEG データ及び RAW データでの保存に区別して行うこと。

(空中写真撮影)

第35条 空中写真撮影は、ラジコンヘリ又はマルチコプターで2回行うこと。撮影は中判カメラによるリバーサルフィルムでの撮影及びデジタルカメラによる撮影を行うこと。

なお、実施時期や詳細は、監督員と受託者で協議のうえ、実施すること。

(オルソ画像作成)

第36条 撮影はマルチコプターあるいはポール等を用いて直接撮影で行い、2,000 万画素以上のデジタル一眼レフカメラを使用すること。撮影にあたっては、日差しや影等、撮影環境を考慮し、明暗等の濃淡のムラのない、統一的な画像を取得すること。

なお、実施時期や詳細は、監督員と受託者で協議のうえ、実施する。

(出土遺物の取扱い)

第37条 出土遺物は、地点や土層、遺構別に取り上げること。

2 出土遺物は、佐賀県が使用するビニール袋と同等品（チャック付きでもよい）に入れること。

3 出土遺物をビニール袋に入れる際は、佐賀県が使用するラベルと同等品に必要事項を記入したうえで共に入れること。

4 ラベルに記載する必要事項及び記載方法等は、監督員の指示に従うこと。

5 調査中出土遺物の洗浄を行う場合には、遺物が破損・摩耗しないよう十分注意して行うこと。

6 出土遺物は、紛失や破損等が無いよう適切な保管を行うこと。また、監督者の指示に従い、遺物台帳を作成すること。

第38条 出土遺物は佐賀県が用意するコンテナ等の容器類に収納すること。なお、出土遺物については、現地調査終了後、佐賀県が管理を引き継ぐものとする。

第4章 管理

(調査地の管理)

第39条 調査地の管理は、契約締結後、原則として受託者が調査地に立ち入った日から受託者が行うこととするが、管理の開始日又は期間については、監督員の指示に従うこと。

また、業務期間中は適切な管理を行い、周辺地域に迷惑がかからないよう配慮すること。

第40条 受託者は、現場での業務が終了したときは、現場終了届を佐賀県に提出すること。

第41条 調査地の管理は、受託者が前条に定める現場終了届を提出し、佐賀県がこれを受理した翌日から佐賀県に移管する。

(土量管理)

第42条 受託者は、土量の管理を行うこと。

- 2 土量の管理は、表土掘削土量・遺構検出土・遺構掘削土・包含層掘削土の種別が分かるように行い、種別毎に重機で締固め整形すること。そのため、小型の重機を常駐させること。現場作業中も各種掘削作業が完了した時点において概算土量を計算し、監督員に報告すること。数量が証明できるよう、適宜、計測・撮影を実施するとともに管理図を作成すること。また、計測・撮影の際は、監督員が立ち会うこととする。

(遺物・成果品の管理)

第43条 受託者は、成果品の納品までの間、記録類について管理責任を負うとともに、その保管、移動及び整理等の期間中に毀損滅失することのないよう、十分に配慮しなければならない。

第5章 検査

(成果品の検査及び業務完了届)

第44条 受託者は、業務完了後、佐賀県に検査確認申請書を提出し、検査を受け、佐賀県から成工の認定を受けた後に業務完了届を提出すること。

- 2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、佐賀県に再度、検査確認申請書を提出し、再度検査を受けなければならない。

- 3 第1項及び第2項に定める検査及び再検査に要する期間は、業務履行期間に含めるので留意すること。

(随時の検査)

第45条 発掘調査及び記録作業における検査は、現場管理者の立ち合いのもと、監督員が現地で随時行うこととし、適宜、監督員と協議すること。

- 2 測量作業等の記録類の検査は、発掘現場が維持されている期間内に行う必要があるもので、特に留意し監督員と協議すること。

- 3 監督員が行う検査で適合しない場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

第6章 納品

(成果品)

第46条 業務終了後に、受託者が納品しなければならない成果品は以下のとおりである。

- (1) 出土遺物 一式
- (2) 発掘調査概要報告書 一式 (発掘調査の成果を要約したもの、遺構一覧を含む)
- (3) 出土遺物台帳 一式
- (4) 調査日誌 一式
- (5) 実測図 一式 (図面ケースに確認・一覧表添付・電子平板使用の場合はそのデータをHDに格納)
- (6) 実測図PDFデータ 一式 (紙出力・データはHDに格納)
- (7) 写真 一式 (写真アルバムに格納・一覧表添付・デジタルデータはHDに格納)
- (8) 工程表(実績)・工程管理写真 一式 (紙出力・データはHDに格納)
- (9) 土量実績数量表・計算書・管理図面・写真 一式 (紙出力・データはHDに格納)

(10) 業務完了報告書(上記項目の(2)～(9)まででA4ファイルに収まるものを
まとめ、綴じたもの) 2部

(11) (2)～(9)を格納したHD 1点

(12) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの
(納品場所)

第47条 納品場所は、監督員の指示で定める。

第7章 その他の事項

第48条 業務により生じた記録類一切の著作権は佐賀県に帰属する。